

第30回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和6年2月7日
 告示番号 第3号
 会議年月日 令和6年2月14日
 会議の場所 川崎町 北上川交流センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 阿部 徹
 局長補佐 佐藤 正浩
 企画係長 浅岡 栄嗣
 主任主事 千葉 淳

本日の案件 第30回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午前10時5分

| | | |
|---|---|--|
| 議 | 長 | <p>本日の出席委員は22名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、第30回一関市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>なお、9番 畠山 信吾 委員、10番 佐藤 和幸 委員より欠席の届出がありました。</p> |
| 議 | 長 | <p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |
| 議 | 長 | <p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に18番 佐々木 栄一 委員、19番 佐藤 洋子 委員を指名いたします。</p> <p>書記には、浅岡係長、千葉主任主事を指名いたします。</p> |
| 議 | 長 | <p>審議に入ります。</p> <p>「報告70号 議員全員協議会の報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> |
| 局 | 長 | <p>提出議案をご覧いただきたいと思います。</p> <p>1 ページです。報告第70号 議員全員協議会の報告について令和6年2月2日開催の議員全員協議会について報告する。</p> <p>次のページ、議員全員協議会で配布した資料となりますのでご</p> |

覧ください。

1 概要です。

石灰砂礫、碎石、土砂で盛土し、農地の形状を大きく変更し、耕作に適した表土が無い、表土厚が薄い、礫が多いなどの農地（以下、「盛土農地」という。）を、市内4地域（一関、大東、東山、川崎）で確認しました。

現在確認している農地法の違反転用の疑いがある盛土農地は、4地域で110筆、約16.3ヘクタールです。

そのうち、農業振興地域の整備に関する法律（以下、「農振法」という。）の違反開発の疑いがある盛土農地は、4地域で79筆、約13.8ヘクタールです。

これまでの聞き取り調査の結果では、盛土施工業者などから農地所有者に盛土することを持ちかけられて施工されています。

これらの盛土農地は、市農業委員会農地現状変更届出指導要綱による農地現状変更届出書を提出し施工されています。

農地現状変更届出書は、今後も農地として利用するための盛土工事など、農地法による農地転用許可を要することのない現状変更を行う際、提出いただくものです。

しかし、施工された農地は、耕作に適した表土がないなど、耕作可能と判断できない状態となっています。

なお、農地所有者の中には耕作の意思がない者がいることも確認しています。

農地所有者のほとんどは、市農業委員会・市農林部・該当支所による聞き取り調査の中で初めて農地法や農振法に違反している疑いがあることを知ったということです。

過去にさかのぼって調査した結果、違反の疑いがある盛土農地は、平成26年度の農地現状変更届出分から確認しています。

2 経緯です。

令和3年8月、市農林部による一関地域の中山間地域等直接支払交付金の現地確認において、盛土農地の存在を確認しました。その際、当該農地は現地確認の立会人から「市農業委員会へ農地改良を目的に現状変更の届け出を行い、工事途中である」と説明があったことから、当時は農地が適正に維持管理されていくものと判断し、交付金を交付しました。

令和4年4月、市農業委員会に上記の農地に係る農地現状変更完了届が完了写真を添付して提出され、表土が石灰砂礫等で覆われたままであったことを、市農業委員会から市農林部に情報共有

しました。

令和4年5月、市農林部で表土が石灰砂礫等で覆われた農地に対して中山間地域等直接支払交付金を交付していないか調査した結果、一関地域、大東地域、東山地域において交付金を交付していることを確認しました。

令和4年6月、市農林部から中山間地域等直接支払交付金事業を所管する県の担当部局に当該事案について報告し、県と市の盛土農地に関する打合せや調査を開始しました。

令和4年7月、市農業委員会が盛土の施工業者に対し、盛土農地に関して早期に耕作に適した表土を入れるよう口頭で指導しました。

施工業者からは「所有者の承諾を得て、順次対応していく」と回答がありました。

施工業者は一部の盛土農地に表土を入れる工事を行いました。が、現地を確認すると表土が薄く耕作が可能と判断できる箇所はありませんでした。

令和4年11月、市農業委員会、市農林部・該当支所及び県による盛土農地の現地確認を行い、中山間地域等直接支払交付金の交付対象とすることが適切ではない農地を令和4年度交付分から除きました。

令和5年2月、市農業委員会、市農林部・該当支所及び県による盛土農地の現地確認とともに土地所有者からの聞き取り調査を実施し、現状の把握を行いました。

令和5年3月、市農業委員会、市農林部・該当支所及び県による盛土関連事業者からの聞き取り調査を実施し、事実の整理を行いました。

令和5年4月から9月にかけて、盛土農地を特定するための調査を行い、個別の違反の疑い内容について整理しました。

令和5年10月、市農業委員会、市農林部・該当支所により新たに確認した盛土農地の土地所有者からの聞き取り調査や令和5年2月の聞き取りの追加調査を実施し、事実の把握と経過の確認を行い、今後の対応について検討しました。

3 ページをご覧ください。

3 現在の状況です。

農地法及び農振法の違反農地は原状回復が原則とされていますが、市では是正方針について国や県へ説明するための資料を検討・作成しており、今後、説明する予定としております。

各種交付金等の返還について

中山間地域等直接支払交付金の交付対象とすることが不適切な農地が13協定、54筆、11.4ヘクタールを確認しました。交付金は、国の実施要領に基づき第4期対策期間（平成27年度から令和元年度）中に盛土した農地がある集落協定は全協定面積分の交付金を、第5期対策期間（令和2年度から令和6年度）中に盛土した農地がある集落協定は盛土農地面積分の交付金を対策期間の初年度にさかのぼり返還が必要と伝えられております。

多面的機能支払交付金の交付対象とすることが不適切な農地が8組織、33筆、7.0ヘクタールを確認しました。国の実施要項に基づき、交付金の返還が必要と伝えられております。

水田活用直接支払交付金の交付対象とすることが不適切な農地を確認しました。この交付金は、一関地方農業再生協議会が事務を行っており、同協議会が東北農政局の指導を受けながら、国の実施要項に基づき対応することになります。

農地中間管理事業による機構集積協力金の交付対象とすることが不適切な農地が2筆、4.6アールを確認しました。国の実施要項に基づき、交付金の返還が必要と伝えられております。

以上が議員全員協議会の報告内容となります。

農業委員会から農業委員に令和5年9月に報告した面積が違うのは何故か。農地法違反の筆数、面積、戸数を教えてほしい。

回答としては、農業委員に示しました資料につきましては、令和5年9月総会後の中で示した資料でございまして、その時点では令和5年7月時点の把握している面積16.1ヘクタール報告であり、現時点では18.7ヘクタールでございます。

違反転用の疑いがある筆数につきましては110筆、面積が16.3ヘクタール、戸数が50戸。

農振法違反の疑いのある筆数は79筆、面積は13.8ヘクタール、戸数は37戸であります。

石灰岩の砂礫、いわゆるずりというのだが。そのずりなのだが、今回の事案については先ほど、平成26年あたりから農地に盛土をしているというような報告があったが、この盛土を始めた経過。例えば石灰工場で余ったずりを、今までどこに処分していたのか、それを農地に持ってきたのは石灰工場の会社なのか、それとも施工業者なのかを教えてください。

施工業者が運搬したと聞いております。ずりの処理をどうしていたかという部分は把握していないところであります。

この石灰のずりについては、産業廃棄物にはならないか。

保健所が所管であり一緒に調査を行ってございます。その際に、産業廃棄物にあたるという指摘は現在のところされていない。

そもそも何が故にこの事業をこういう手法で推進しなければならなかったのか、この起因する背景についてお知らせいただきたい。

所有者からの聞き取りによると、もともと湿田や小区画、水利が悪い水害で水がつく、機械が入れないなど耕作に不便な農地で耕作をしていない農地でございました。そこに盛土工事の話を持ち掛けられまして、それを所有者が承諾し工事を施工したものがほとんどであるが、中には草刈りをしなくても良くなるという話をかけられた人もいと聞いてございます。

そこに市はどのように絡んでいるのか。

農業委員会は、工事をする場合の農地現状届出書を届出人から出された場合に審査をして受領しております。

中山間地域等直接支払交付金の現地確認については、どういう頻度で行われていたのか。

市は適正に管理されていくものと判断したと、その判断がどのように行われたかということと、その後農業委員会の確認がどうなっていたかということ伺います。

中山間地域等直接支払交付金の現地確認に当たりましては、協定の代表者にご案内いただいた中で、協定農用地の確認を行っております。

令和4年4月に完了届というものが、完了写真を添付して提出されました。

写真では表土が石灰砂礫で覆われたままであったということを事務局の方で確認をしました。

実際の現地確認につきましては、担当地区の農業委員、推進委員に対して写真、届出書を送付して、現地確認の依頼をしています。

立会人と、農地所有者の考え方、それから市の変更届に対する考え方、それぞれで乖離があったのではないかと思うが、その辺の判断はどう考えか。

中山間の現地確認につきましては毎年度、10月末日までに確認するというにされており、当市では毎年8月から10月にかけて、現地確認を行っています。

当市全体の中山間交付金事業の対象農用地の筆数が、約57,000筆あり、限られた職員と時間の中で確認を行っていますが、実際に現地を確認する際には、1筆ずつを確認することができない状況であり、一団の農用地を目視で確認するという方法を取っております。

現地は農地の形状をしており、他の用途に使用していないということ、違反の疑いとまでは判断できなかったのではないかと感じています。

もっと早く気づいていれば、ここまで大きな問題にならなかったと思う。

私自身も道路を通るときに、この白い農地は何だろうと見て分かるような状態である。ここまで被害が大きくなったのは、農地の所有者だけの責任ではないと考えますが、その辺はいかがか。

最初の段階で現地確認をしっかりと、農地現状変更届出書、添付されている誓約書の記載内容と相違があり、農地法、農振法に照らし合わせ、しっかりと判断しておけば、疑いがあるということが、もっと早く判断できたものではないかと感じています。

適切な是正指導等を行うべきであったとも感じています。

農地法、農振法違反の罰則なり、補助金の返還については、どのようにして対応していくのか。

それぞれの交付金については、最終的にはその返還が必要だと所管部局から伝えられているが、現在、説明資料、調査資料などを当該所管部局へ提出している段階ですので、確定的なものではなく、あくまで制度上は、そうなっているというようなところで

農地現状変更届出指導要綱には、変更届を農業委員会事務局が受理したとき、地域の農業委員、農地利用最適化推進委員に、その旨を報告し、農業委員会総会にも報告すると規定されていますが、この報告は適切に行われたのか。

また、それを受けて、農業委員、農地利用最適化推進委員は必要に応じて、現地調査、施工状況の監視指導に努めるとも規定されているが、これらも適切に行われていたのか。

届出を受けた段階で、書類上で、当該地を今後農地として、利用される見込みがないということは確認できなかったのか。

盛土する場合、土質が農耕に適しているものである必要があることが書かれていますが、届出人に遵守事項等の指導を行ったのか。

届出があった際は、地域農業委員、農地利用最適化推進委員には報告をしているが、現地を確認したという報告は求めている。現状変更の理由としては、盛土を施すことにより、耕作の利便性を図りたいとの内容であり、その誓約書に届出人、それから工事施工者から署名捺印をしてもらっています。

要綱等の見直しについてですが、今回の反省を踏まえ、要綱については見直しを図らなければならないと考えています。

提出された届出書と施工後の現状はまったく異なる状態になってしまっていることから、要綱の見直しや罰則等の説明を行うことも必要であると思います。

今後、地域計画の策定を進めなければならず、その話し合いの中でも、しっかり説明していく必要がある。

指導要綱の改正につきましては、盛土規制法を考慮して改正を検討している。

届出の際に、耕作を続けるかどうかの意思をしっかりと確認し、表土についてもしっかりとした説明と確認をした上で受理をするというふうに、改正していきます。

業者側から農地所有者に対して謝礼等の支払いがあったのか。

また、中山間地地域等直接支払交付金の返還となるため、農地所有者だけの問題ではなく、集落全体で、返還金を工面しなければならず、集落へ大きな負担になる。現段階でどう考えているか。

工事は、無料で施工され、謝礼の受取りもなかったと所有者の方から、聞き取っています。

中山間地地域等直接支払交付金については、4期対策分は協定全体で遡って返還となりますし、5期対策分は対象農用地についての返還となるが、協定の方からの返還ということが実際に可能かどうかという一つの問題もあります。

そして、仮に返還というような動きに出たときに、非常に大きな影響が出ることが想定され、今後の永続的な農業生産活動についても大きな支障をもたらすことも想定される。

今後、どのような交付金の返還方法になるかはまだ決定しておりませんが、そのようなことが大きく、非常に心配なところがあります。

これについては、どのようにして再発防止を今後図っていくかということが、大きな課題になるわけであります。

中山間地域等交付金の現地確認をすることというようなことが

ありますので、実際にどのような形で、その現地確認をしていかなければいけないかということが課題です。

これについては当市のように非常に大きな対象農用地がある他の自治体などの取組事例なども参考としながら、今後の対応策を検討し、再発防止に繋げていきたい。

農地現状変更届や完了届出は、土地所有者本人でなければ届出できないのか。また、中山間地域等直接支払交付金の返還額はいくらになるのか、業者にも責任もあると考えますが、この責任についてどのように考えているのか。

農地は現状回復が原則とされていますが、これはどこで行うのか。

届出につきましては、貸借している方が届け出ることもあるため、所有者だけしか届出ができないとはなっておりません。

業者の責任については、現在調査中です。

原状回復につきましては、これは岩手県の方で命令を出すこととなります。

中山間地域等直接支払交付金について、先ほど話した11.3ヘクタールが関連する農用地と4期対策の集落協定集落全ての面積、そして制度として、それぞれの期間の初年度にまで遡った交付金額を合計して返還をお願いするよう計算すると、総額で1億5,860万円ほどとなります。

多面的機能支払交付金、水田活用直接支払交付金、機構集積協力金の返還金額について教えてほしい。

多面的機能支払交付金は、見込額239万円ほど、水田活用直接支払交付金は、見込額17万円ほど、中間管理事業の機構集積協力金につきましては、1万3,000円となるような見込みであります。

中山間地域等直接支払交付金の返還金額が一番大きいですが、どのようなスケジュールで手続きを進めるのか。

中山間地域等直接支払交付金の返還については、現在、県を通じて農政局と内容の整理をしている状況ですので、返還金額もまだ決まっておりませんし、返還する方法もまだ決まっておりませんので、スケジュールも、今の時点ではご説明できない状況です。

盛土施工業者はそもそも農地法違反になるような話を持ちかけたのはなぜか、置き場所に都合が良かったのではないかという話があったりしますが、そうしたところに施工業者に悪意があったのか、掴んでいるところがあればご紹介いただきたい。

議会への説明がなぜ本日なのかというところをお伺いしたいで

す。

施工業者から、まだ聞き取りができていないというところですので、この場ではお答えできません。

議会への説明が本日になったのは、面積・筆数も追加調査をして増えてきており数値の確定に時間を要したため。

できるだけ全容を確定させて、ご説明したいという思いがあり、県なり東北農政局なりに、いろいろな資料の提出とか、面積確定など、そして内部的な現地調査も含めて、取り組んできたところでありまして、そのような関係機関とのやり取りの中で、交付金の返還という部分についても話ができる時期になり、本日というような形になったところです。

最後に市長から一言です。

私どもとして、国や県の関係当局とやり取りをしてきた大きなポイントが二つございます。

一つが、現状の農地をどのようにすれば原状回復したということになるのかということです。

もう一つは、交付金の返還額の確定なり、その対象範囲なり、あるいは返還が必要であればその時期であり、一番はやはり私どもとしては、特に中山間地域等直接支払交付金の4期分の協定の全面積ではなく、対象農地だけでは駄目なのかといった話をしてきました。

国県の関係する部署からは、ここに記載してあるとおり、協定の全面積が返還対象であるということも言われた。

これから様々な処理をしていかなければならず、まだ私どもとしては、先ほど冒頭申しました全容把握なり、なぜといったところの解明なり、再発防止なり、あるいは返還金の交付金の処理なり、すべての答えは出ていないが、国から県が中山間地域等直接支払交付金の4期分の返還についてはっきり伝えられた今、説明すべき時期に来たと判断し、現状の説明をする場を設けた。

主な質疑、意見の部分の紹介です。

以上です。

議 長

以上で「報告第70号」の説明を終わります。

議 長

ご質問ございませんか。

7番
佐藤 想司 委員

7番 佐藤 想司 委員

この問題も今まで何度か総会の後に申し上げました。今の説明の中で私が思っているのは、これは農業委員会の農地行政ですか。その瑕疵は大きいと思います。

会 長

この問題が発生した時から、ずっと思っていました。昨年8月、会長にこの問題を問うた時に、会長は、これは農業者の問題、農家の責任だという発言をしています。今も、その発言その事について同じですか。そこをまず確認させていただきたい。

農家の責任だけかという質問ですね。

これは、農家だけの責任ではないと思います。これはやはり、それを取り巻いた関係者、要するに農地法とかいろんな決まりをよく守っていなかったからだと、私は思っています。

7番
佐藤 想司 委員
会 長

農業委員会としては、どの様に考えていますか。

佐藤委員も、農業委員会の委員ですが、要するに関係者ということは全部含めてのことです。

佐藤委員も関係者。特に東山地域が広大な面積がそういうことになった。現地調査で確認した段階でどうなるのかと逆に質問したいぐらいです。

7番
佐藤 想司 委員

先ほどの議会等の質問の中で取り上げられていましたが、この現状変更届の案件について東山の推進班会議で出ました。

まさに22年の9月に私が農業委員に拝命して1回目の会議に写真付きで出ました。

このことは前にも申し上げましたけれども、農業委員として明確にこれは認められないということ、その時会議で発言をしていますよ。その事について職員は、答弁の中で慣例でやっているからと。この問題について農業委員会に問い合わせをしながら、これを良として進めたという経過があります。

私は、東山の農業委員としてこれは完全にダメだという事をちゃんと意思表示をしました。恐らくここにおられる、当該農業委員の方々も同じような思いで発言をされていると思います。

ちゃんと反映されていないまま、ほぼ10年間続けられた。これはどういう事なのかという思いでいっぱいです。結局、本部のほうもこれを認識していたわけでしょう。これを、ずっと続けてきたわけでしょう。農業委員会の責任は大きいですよ。それと、去年、既に関係した職員の聴取をしたはずですよ。その聴取の結果、どのように職員の人たちは認識をしていたのか、それについて教えていただきたいと思います。

局 長

東山支所担当課では、定期人事異動により担当者や上司が交代した際、完了報告の写真を見て農地性に疑問を持った職員も過去にいましたが、当時の職員から過去の事例から農地と認めてきた

7番
佐藤 想司 委員

経緯があること、農地として使うのだから大丈夫ということで、やむを得ないと対応しなかったという経緯がありました。

令和3年度以降に農業委員会事務局に報告相談があつて、それぞれの地域の状況把握をしたということです。

それぞれ一人ずつ職員に聞き取りしましたが、農地性に疑問を持ったという職員はなかったと聞いています。

完了報告で審査するという認識もなく受領していた。指導は農業委員会がするものと認識していた。

当時は同様の事例の前例に倣い受理していたというところもあります。

事務局が報告したとおり、大変な額の負担を強いられようとしています。最終的にはどうなるかわかりませんが、さらに現状回復や盛土に数千万の費用がかかるといわれています。

盛土した農家の人たちは、去年から5期の2年分の交付金の返還を迫られています。それに付随する団体もそのお金をどうするか大変混乱している。

しかも、当初盛土すればいいということで、バタバタ盛土をしました。その費用も全部農家負担ですよ。

結局だれも責任を認めない。やったものが悪い。だから地元は憤慨したわけです。

明らかに農業委員会が認めたからこうなっているでしょ。

だれも悪意を思ってやった人はいない。そのことをずっと続けてきた結果なんですよ。

農業委員会は責任を認めて、適切な対応すべきだと思います。

これはお願いです。農地は谷間の狭小な狭い耕作に不便なところですよ。農家も高齢化、担い手もない大変な状況です。そういうところに埋められました。

例えば、盛土して農地に回復したところで、はたしてこれを農地として活用できるかというところ誰もできないです。

農業委員会にお願いですが、非農地にできないのか。農振除外できないのか。そうすれば、現状で農地でないわけですので新たな費用負担が発生しないのではないかと。意見として提案したい。

局 長

非農地に出来ないのかということですが、現時点では違法性が高いということで、違法性を解消するところを国、県は指導してくるということになると思います。

議 長
16番

16番 及川 治雄 委員

先ほど事務局長から職員の方がこれでいいだろうと自分だけの

| | |
|-----------------|---|
| 及川 治雄 委員 | <p>判断で、上司とかに法的にこれは間違いがないのかと、そういう問い合わせを全然していないような説明でした。分からない時は、やはり上司に聞くとか分かっている人に聞くとか、なぜそういう措置を担当の職員とか上司の方がやらなかったか、私はそれが1番問題だと思う。自分勝手に、これは大丈夫だろうというような判断の事務局長さんの説明に私は聞き取れました。</p> <p>なぜ、そのような事を担当の職員は、法的なことや関係団体に問い合わせてやらなかったか、今さらながら困ったから農政局とか農林部とかに関係して違反の事を調べる。</p> <p>それ以前の問題で、佐藤委員さんがおっしゃったように当時の担当職員と法的な関係を、無視している。指摘する頭になかったのかどうか、そう思いますはそのへんはどうでしょうか。</p> |
| 局 長 | <p>個人の聞き取りの中身で、先ほどお話をいたしました。</p> <p>なぜ、上の団体に問い合わせともしなかったのかと言う所までは当事者から聞き取りはしておりませんので、そこは確認できない所であります。</p> |
| 16番 及川 治雄 委員 | <p>それはちょっとおかしいのでは。いろんなマニュアルとかがあると思います。法的な農地法のマニュアルがあると思います。</p> <p>このような時はどう何だろうと疑問に思った時は上司に聞くとか。法律でこのようになっているが、どうでしょうかと聞くとか。法律でこのようになっているが、どうでしょうかと聞くとか。それを質問し、聞き取り調査をしなかったのはおかしいのではないのでしょうか。</p> <p>そう言う法的な事を照らし合わせれば、法律に違反しているからと農家とか関係機関に責任のなすり合いではないが責任の分配になっているのではと私は思います。</p> <p>最初の始めの一步で、職員の教育が足りなかったのではないですか。分からない時には、上司に聞くとか優れた意識を持っている人に聞くとかというのが当たり前ではないのかと思います。</p> <p>職員に対して教育していなかった、また指導していなかった上司にも責任があるのではないのでしょうか。</p> |
| 局 長 | <p>確かに上司に相談したり、上司のほうから指導したりと言う部分が足りなかったという所はあると思います。</p> <p>実際、担当者によって判断が異なっており、統一した審査などが徹底されて来なかったという事もありますので、そのへんの指導の徹底という所が足りなかったというふうに感じております。</p> |
| 議 長 14番 | <p>14番 佐藤 宗雄 委員</p> <p>いろいろと今責任問題が出されておりますが、私も中山間の代</p> |

佐藤 宗雄 委員

表として事務局を今でもしています。

基本に戻ってほしいところは、協定区域地域がございませよ
ね。協定書もありますよね。この方々協定書に印鑑をつかれたと
思うんですが、農地を維持するというのが前提のはずです。

なぜ、こんなことが起きたのかは協定者の責任もあると思いま
す。協定者全員がこのことを認識しないと、こういう問題はま
す出てくると思います。交付金をもらっているわけですから、
その義務を果たすのも協定者だろうと思います。

うちのほうでも、亡くなった協定者の農地がお母さんに相続さ
れて、管理が出来ないという事で協定者同士で草を刈ったりして
おります。そういった所で、5年間は義務を守らなければいけな
いと私は思います。

今後5年後に先ほどの農地が、維持されないとか耕作できない
農地だとお話も出ましたが、なぜそう言う農地を協定に入れたの
か、そこは不思議に思います。管理出来なければ、中山間や多面
に入れることはおかしいのではと思います。

農家が悪いとは言いません。地域がみんなで法律をきちんと守
らないと、こういう問題がまた出てくると思います。

今後、次の時期6期目の中山間があるだろうと思いますが、か
なり厳しい条件が出てくるのではないかと思います。みなさん、
苦勞するだろうと思います。

ですから適正に交付の条件を守って行くのが、協定組織だろう
と私は思います。

議 長

7番 佐藤 想司 委員

7番

14番 佐藤委員の話があつてまったく、そのとおりです。

佐藤 想司 委員

私も集落の代表をしていて、集落協定の中で盛り土することに
ついて1回も相談されたことはありません。ただ、この盛り土する
事をみんな農業委員会が認めているんだなど、適法にやられてい
るんだなど、これをダメだというのがなかったんです。だから広
がったんです。適法に認められているのだから、別に我々が言う
必要がない。農業委員会がそれを認めて来たんだよねと言う、み
んなそう言う認識でいました。ところが、蓋を開けてみたらこう
いう結果になった、こういう経過があります。

私は、広報委員もやっていて8月号の広報委員長に申し上げたい
のですが、これだけこの事が世間に広まった以上、8月の広報
の中でこの問題を取り上げていただきたい、総括していただきたい
と思っておりますので、それだけ付け加えて終わりにしたいと

議長

11番
山本 佳範 委員

思います。

11番 山本 佳範 委員

この市の経緯の（５）番の令和４年の７月、農業委員会が施工業者に対して盛土農地に耕作に適した表土を入れるよう、口頭で指導したとありますが、書面で指導というのはできなかつたのかと言うのと、順次対応していくとの回答があり、盛土する工事を行ったが、薄く耕作できる農地はありませんでしたということですが、なぜそこで済ませたのでしょうか。

例えば、盛土に必要な４０センチとか５０センチとか入れなさいという指導があつて、それに対して対応したのであれば、もしかするとそれで済んだのかもしれませんが。

先ほど、佐藤委員から農家が負担しているという話がありましたが、これは施工業者から持ち掛けてやったことなので、責任を持って施工業者にやらせるように指導は出来ないのでしょうか。

例えば、最初の段階で盛土でいいとするのであれば、何センチ以上の盛土が必要であるというのを指導していれば良かったかなと思います。

局長

まず、７月に是正指導をしたことについては、中山間の該当農地を優先的に土を入れて下さいという事で話を進めてきた経緯があります。ただやはり、土の確保が難しいという事で順次やりますという事だったのですが、それが進まず薄い状況でこれは農地としては無理だという所で判断をされたのが１１月でございます。

盛土厚まで指摘して指導すべきだったというのはその通りでございます。水田の場合土地改良事業の基準ですと表土は１５センチ以上となっていますし、あと畑作の場合は２５センチという事で基準が示されているところでございます。

11番
山本 佳範 委員

業者は、土の確保が出来ないのでこれ以上出来ないという事でしょうか。これからもやるという事であれば、変わってくると思いますが。この費用も業者が持ってくれるという事であれば、進めやすいと思います。

農家がそれを負担して、先ほど何千万というお話がありましたが、これは不可能な話ではないかと思います。

局長

今後調査を行いながら、違反転用の原因がどこにあるのかを調査しながら、どこで費用を出すかというところも含めて、現在調査中ですので今のところ業者にとりいうところは、まだ言える所はございません。

議 長

4 番

小澤

仁 委員

4 番 小澤 仁 委員

会長さんにお伺いしたいのですが、実は私この案件を知りましてから、全然違う場所に住んでおりますので現地を見たことがなかったのです。おそらくここに20何人いる方、見たことない方いると思うんですが。事務局のほうに、電話をしまして最初補佐が出て、みんな共通認識を得るために視察したらいいのではという事を提案したのです。そうしたら補佐の方から、上のほうからやるなど言われていると、見たいのであれば場所を教えるので小澤委員さん自分で見に行ってくださいと言われてたんです。私は、東山とか川崎が詳しいわけではないので、変だなと思いつつも支所の課長に聞いたら、小澤さんグーグルマップにいっぱい出ているからそこに行けば分かりますよと。なんだか他人事ですよ。

私、その後も視察の件を言ったような気がするのですが、納得行かないんです。全員で1回見に行行って、共通認識を得たうえで議論するのであれば分かるが、行って見たこともない場所を議論しろと言われても出来ないわけです。先週の金曜日、案内がきたもので局長に言って、やっぱり見に行きたいので場所を教えてくださいと、先週教えてもらって行ってきました。そうしたら4～5メートル以上の人の高さより重なった所があって、今にも崩れそうなんです。と局長に言ったら、私もそう思っていましたと。

だったら、みんなで見に行ったらいいのではと思います。

会長さんに伺いたいのは、今まで私が視察提案したのを聞いていたのか、今後全員で視察する考えがあるのかそこを伺いたいです。

会

長

全員で現地を視察、これはなかなかいいアイデアかと思います。やはりそれには、皆さんのいろんな調整が必要かと。例えば、全員で動くなればバスを借り上げなければならないとか、市のバスを利用するにも日程もあろうかと、いろんなふうに私は感じていました。

小澤委員さんが言うように、全員で行くのもいいのですが、やはりある程度何人かで個人的に見た方がよい。あとは、農家さんに黙って農地に入るのもいかなものかだと思います。やはりそういう時は事前に農家さんに、お知らせすることも必要だと感じております。

あとは、皆さんから皆で行ったほうがいいと意見があれば、そういう企画の対象にもなるのかなと私は思います。

4 番

それもいいのですが、遠い場所ではないので。ここから車で5

| | |
|-----------------------|---|
| 小澤 仁 委員 | <p>分も行けば、ある現場ですから。いずれ、乗り合わせで行ったり、佐藤想司委員に案内してもらったり、全部まわる事は不可能ですから。さっき言った高く重なっている所があるので、バスで行かなくてもいいのではないかと思います。</p> <p>この次の総会の時間を1時間ずらせば今月中に出来ることなのですが。</p> <p>私は素朴に第三者的な委員なので疑問に思うのですが、業者が持ち掛けて無料でやったという事ですが、無料でやるというのはその業者が利益を伴って儲かっているからだと思うんです。ただでやる人は、誰もないと思います。だから、元々の排出業社、仮にA社とするとA社がB社に運んでくれと言った場合、それをどこかに捨てるべきものを農地がたまたまあり、そこにただ置かないで、更に造成工事をしているのは、収益が上がるから請け負ったんだと思います。</p> <p>その排出している業者はどういう見解なのかそれも聞いてみたいです。そのへんも、調査なさっているのですか。</p> |
| 局 長 | <p>3月に聞き取り調査を行っておりますが、その時点で排出業者2社からの聞き取りです。今回、排出業者は4社ありますので半分しかまだ聞き取り出来ていないという段階ですので、そこは今後調査をしながら聞き取りをしていくということになっております。</p> |
| 4番 小澤 仁 委員 | <p>業者が4社あるうち、名が上がってる業者があるようなんですけども、そこはお金を払ってB社に運ばせているのか。B社は何のために農地に、何も知らない農家を騙して造成工事までやっているその理由が、全く素人なので分からないです。</p> <p>農家はやってやるからと言われて、そうですかと草刈りもしなくていいですよと、多分高齢者だからハンコを押したのでしょうか。ただ提案したほうは、何かメリットがあるから、農家に提案したのではないのでしょうか。</p> |
| 局 長 | <p>前回の聞き取りの中では、所有者に頼まれたからやったという発言しかなかったです。</p> <p>所有者から2回聞き取りした中では、やはり業者から持ち掛けられてやっていますという事を確認しておりますので、そのへんの矛盾を調査の中で確認しなければならないと思います。</p> |
| 議 長 21番 畠山 潔 委員 | <p>21番 畠山 潔 委員</p> <p>今いろいろと出てきているわけですが、まず最初に農地違反転用について、過去の別件で農地専門委員会にかけて、総会にかけ</p> |

た経過がございますが、今回その後に別に運営委員会で協議した
こともあります。やっていく手順というののもどうのようになって
いるんですか。どういう方向で、どういう内容で進めていく
か、一応ここで聞いておきたいと思います。

今日の本題に入りますが、場所もちょっとわからないそういう
のがありますので、1筆ごと対応した内容なり聞き取りした内容
なり、そういうのを資料としてこの会議の場で出すことはできな
いのでしょうか。

局長が議員の協議会の内容も口頭で説明しましたが、そういう
のも含めてこの総会でも出してもらって詳細にわかった内容で進め
ていくのが早いと思うのですが、資料として出すことはできない
ですか。

局 長

県に対しては報告書という形でまとめている段階ではありませ
が。全てまだ整っている段階ではないので、今の段階ではなかなか
お示ししにくいとは思っております。

個々の聞き取りで、状況が様々違いますので、ご覧になりたい
と言うかそのへんを加味した中で協議したいというのはその通り
だと思います。

21番
島山 潔 委員

実際、私の地域も、私も心あたりありまして、現地に見に行っ
たりもしましたが、正直なところ大体の個所がわかるころもある
が、それ自体も分からない個所もあるので、番地なり地番等を
教えてもらえば良かったと思います。

議 長

13番 佐藤 和威治 委員

13番
佐藤 和威治 委員

いろいろお聞きしましたが、まずこの議員協議会に出た資料、
農業委員会それから農林部の資料の提出のカッコ書きがありま
す。

前から言っている、農業委員会は合議制の組織であると。この
出す資料について農業委員会に出た資料ではないです。これは農
業委員会事務局が議員協議会に出した資料ですよね。そういうの
は、あり得るのでしょうか。

農業委員会として、名前を出す以上、農業委員会の皆さん方
にお諮りをして出すのが本来ではないでしょうか。そのへんは、ま
ず第一に局長さんはどのように思っているのでしょうか。

局 長

佐藤委員おっしゃる通りでございました。はっきり言えば、ま
ずここでお諮りをして議員協議会で説明をするということをする
べきであったと思っております。

13番
佐藤 和威治 委員

市長部局のほうと共に時間を合わせて進めてきたものですから、後での説明ということになって、大変申し訳ございませんでした。

もう1点だけ聞いておきたいのですが、これは全て農地原状変更届出書という事に起因していると言う報告書です。それで、農地原状変更届出書を受理しましたという事で、総会には報告のみで終わっている。届出書が完了しましたという分については総会には一切出てこない。そして、こういった問題が発生しましたという、今日のある意味報告。その時点では違反転用だったというふうな報告がされている。

これらについては、届出は農業委員会の事務局に来ます。そして、総会に報告されます。完了の報告は一切、農業委員さん方には出てこない。出るのは、地域の農業委員さん方にしか出て来ない。そこらへんの有り様について、これからの再発防止を考えた時にこの仕組みたるものはどうなのでしょう。会長さんなり、局長さんなりどう考えているのでしょうか。お考えをお聞きして、取り敢えず終わります。

局 長

確かに、完了報告が出たという事は総会のほうでも報告はございません。地域の担当農業委員、推進委員のほうに写真を添えて通知をしているだけという事になります。

今、事務局として考えてございます事には、毎月の現地確認と合わせて完了報告が出た段階で、地域の現地確認と合わせて現地を見てはどうかというふうに考えているところです。

個人の担当委員さんに任せると言うよりは、地域として現地を一緒に確認して判断していただければ、いいのかなと思っております。

会 長

私はやはり、そう思います。

もう1つは今度、皆さん委員さんに負担が掛かるのではないかと思いますけれども、例えば、千厩の委員さんが大東へ行ったり一関へ行ったり、花泉へ行ったりそれもありかなと、ただ相当な負担があるかなと思いますので、今後皆さんと事務局と協議をして行かなければならない項目でもあるかなと、私は感じております。

議 長

2番 佐藤 圭一 委員

2番
佐藤 圭一 委員

私の地域にも3箇所ほどの白い農地がありまして、この工事が始まった頃、私は業者に行って話をしました。小さい田んぼを盛土して、大きくして利便性を良くするというのであれば、私たち

の考えですとまず小さい田んぼの上の表土を全部はいで置いて、脇によけて置いて最後に出来上がったところにいい土を乗せるといのが、私たちの常識なんですと言ったら、業者も分かりました、私たちもそうだと思います。と返事はいただいたのですが、29年頃から完了報告が届いていまして、私たちその完了報告をいただいて現地に行き確認しましたところ、すっかり舗装されたようなきれいな石がきちんとおさまっていて、これでは農地ではないというふうに農業委員会の事務局のほうに話まして、業者に指導してほしいという事をお願いしました。

その担当者は業者に多分、口頭で言ったと思いますが。その話をしたと、次の月の総会の時に業者にはその話はしましたよと、その話は聞きました。

業者は、指導を受けたのにもかかわらず、そこをそのままにしてあります。後でなんでと言って、話を聞いたら農家さんが、土を盛るのは止めてくれと。申請にはきちんと、田んぼとして貸し出せるようにしたいと書いてあるのに、なんでそこに土をはらないんだと言ったら、農家がそう言うから私たちはそれで終わらせるような話でした。だからその業者が、なんでそこまで言うことを聞かなくてもいいのかと思っているのかが、すごく不思議でした。

局長

佐藤委員から、令和2年の段階で土が入っていないものを確認して職員に話をしたと。職員のほうからも、指導をしたと言うことを聞いておりまして、経過観察をそのまま続けてきたという現実があります。

ただ、その農家としても土を入れることで草刈りをしなければならぬところがありますし、表土を入れる場合は別にお金が掛かるというふうな話を業者のほうからしていたようでございますので、お金を掛けてまでという部分もあって、土は入れないという事を話したのではないかと。これは推測ではございますが、そういう話を聞いてございます。

2番
佐藤 圭一 委員

この盛土の一番最後の現地がありまして、これはまだ終わってなくて完了届が届いていないのですが、その地主さんは業者と最初に話をした時に、最初から全部耕作できるように土を入れるというような約束だったと言っていました。でも今、中断していますので何とも言えませんが、そういう事を先に業者と話したのも、今までの場所でそういう所もあったのかなと。

局長

舞川でも、土を入れている現場もございます。それで、20センチ

議長
24番
鈴木 弘也 委員

チ以上入れておまして、牧草が生えているということで、そこは今回の対象外となっております。

過去に農業委員をされた方が、新聞報道で窓口にいらっしやっ
て、昔はきちんと土を入れさせていたのでなんでこのようになった
んだらうなど、いうふうな話をされてお帰りになった方もいら
っしやいました。

確かに昔、違うところで土が入っていたというようなお話も聞
いておりますので、そのへんの指導がしっかり出来ていなかった
のかなと感じております。

24番 鈴木 弘也 委員

最終的に、最悪の状態をどうやって防ぐのかと。私は最悪の状
態というのは、集団訴訟あるいは裁判になる事だと思います。

双方で意見が食い違っていると。農家と施工業者と、その食い
違いがどこまでも解決せず、このままいけば裁判になるのが目
に見えてと。行政と農家の対立になるかもしれないし、ちょっと真
相は分からないので。

先ほど、佐藤想司委員から、提案というか意見がありました
が、農地転用もしくは非農地にするという案は法的にはとても、
まずいとは思いますが最終的にその手段を使わずして、果たして原状
回復が本当に出来るかどうか。

例えば、一関全体で白い農地の田んぼを原状回復するため
には、何m³その砂れき等を移動させなければ原状回復とならな
いのか。次に捨てる場所はどこなのかと言うのが解決しないうちは、
原状回復しなければならないといくら言ったって、無理なものは
無理だと私は思います。

現実的ではないものを、決断するのは難しい。本当にそれで
どれくらいの予算が掛かるのか。10億かもしれなし、20億かもしれ
ないし。金額が分からないのに、決断をするのは難しいのではな
いか。

佐藤想司委員の言った、それも1つの手段だと思います。泣き
寝入りという言葉もございますので。それを何とか、国の方に訴
えていくのもそれも1つの手だと、私は思います。いかがでしょ
うか。

局長

手段の1つと考えてはございます。

先ほど、原状回復に金額がいくら掛かるか分からないというお
話もありました。実は関係部局会議の中で、農業委員会のほうか
ら市の建設部のほうに表土のみを入れる場合と、盛土を全部除去

して原状回復をする場合の両方について、土量と工事費の算出を依頼する形で調査をしてはどうかという話があります。

それについて、農業委員会の総会のほうで決定していただいてそれで、調査を進めてはどうかと話をいただいたところでございます。

今日の報告が終わってから、調査の実施について皆さんからお諮りして了解をいただいて、この調査を進めていただこうかと考えていたところでございます。

本来、議題として出すべきものかもしれませんが、今いただいたご意見の中で、是非そういった取り組みで、おおよその工事費と土量について算出をして、これだけかかるという所の資料にしたいと考えております。

是非、農業委員会として調査を依頼することを決定していただければと思っております。

24番
鈴木 弘也 委員

それからもう1つ、この事象が解決したあとの話ですが、昨日東山支所で話し合いの中で市長さんが非常に心配しておられるということでした。この件が解決した後、例えば、農家の方が弁償というかお金を払って解決、原状回復したとすると、その後その人はその地域で同じような顔をして生活が出来るかどうか、白い目で見られるのは当然。中山間も当然、崩壊の道を進むと思います。私はどんどんどん悪い方向にしか進まないような気がしてならないですが。それを何とか防ぐというのが、対策の1つかなと私は思います。

以上です。

議 長
4番
小澤 仁 委員

4番 小澤 仁 委員

いろいろ話も煮詰まってきたところですが、いずれ会長さんが冒頭の挨拶で農業委員というは非常に権威が昔あったものだとお話されていましたが、行政の組織として議会と消防団と農業委員会というものは独立性を担保された組織なんです。ただ今の現状をみると、阿部局長以下のやっている事が事務局が主導している組織なんです。もっと会長が手腕を発揮して、何回質問するとかそういった事ではダメなのでは。

私は、特別委員会の設置をお願いしたいのですが。その考えはありますか、会長。

会 長

私からですが、これはまだ考えついてなかったのが現実。皆さんからこういったいろんな意見を出されて初めてこういった事もあるのかなというような感じも今、受けておりました。

議 長

これから、事務局や皆さんとも相談しながら、やはり農業委員会の中にも例えば、農地・農政専門委員会もありますから、そういうところでまずもんでもらってからでもいいのかというふうにも考えたりしております。

その他ございませんか。では、ないようです、なければ報告第70条の質疑の部分を終わります。

局 長

審議は終わりましたが、局長から1つ提案があるようですので、それを頂戴したいと思います。

先ほどお話した通り、現地調査の簡易測量を行って土量や工事費の算出を、市の建設部のほうにお願いをして、表土のみの場合それから盛土を除去した場合の金額を算出して、資料として積算をお願いしたいと考えておりますが、それをご了解いただきたいと思ひます。

議 長

今、局長から提案のあった件ですが賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長

挙手多数と認めます。

よって、局長の提案を了承しました。

議 長

以上で審議が終了いたしました。

第30回一関市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時27分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員